

始良市指定特定相談支援事業者
自主点検表・指導調書
(令和4年度版)

事業所名称	
作成日	令和 年 月 日
作成者 職・氏名	

* 点検表内の規則等の略称

法：総合支援法

厚令：厚生労働省令

第1 基本方針（平 24 厚令 28 第 2 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。	☐ 努めている ☐ 努めていない	運営規程 サービス等利用計画 ケース記録
(2) 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮していますか。	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
(3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していますか。	☐ 配慮している ☐ 配慮していない	
(4) 利用者に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないように、公正中立に行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	
(5) 市町村、障害福祉サービス事業を行う者、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者その他の関係者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めていますか。	☐ 努めている ☐ 努めていない	関係者と連携を図って必要な社会資源を活用し支援していることがわかる書類（ケース記録等）
(6) 自ら提供する指定計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	☐ 図っている ☐ 図っていない	自己評価資料 自己評価結果を改善につなげていることがわかる記録
(7) 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施していますか。	☐ 実施している ☐ 実施していない	運営規程、研修計画、研修実施記録、虐待防止関係書類 体制の整備をしていることがわかる書類
(8) 指定計画相談支援の提供の終了に際しては、利用者に対して適切な援助を行うとともに、障害福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	☐ 努めている ☐ 努めていない	適正な援助をしたことがわかる書類、福祉サービス等の提供者との連携したことがわかる書類

第2 人員に関する基準（平 24 厚令 28 第 3 条）

1 従業員の員数

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 専らその職務に従事する相談支援専門員（指定計画相談支援の提供に当たる者として平成 24 年厚労省告示第 227 号）「指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの」に定めるものをいう。）を置いていますか。 ただし、業務に支障がない場合は、他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができます。	☐専従かつ常勤の相談支援従事者を配置している ☐兼務の相談支援従事者を配置している →☐当該職務に支障はない ☐当該職務に支障がある（業務過剰等）	勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表 研修修了書 計画相談支援対象障害者等の数がわかる書類
(2) (1)に規定する相談支援専門員の員数の標準は、計画相談支援対象障害者等の数が 35 又はその端数を増すごとに 1 となっていますか。	☐基準を満たして配置している ☐基準を満たして配置していない	
(3) (2)に規定する計画相談支援対象障害者等の数は、前 6 月（当該月の前 6 か月間の利用者数を 6 で割った数。）の平均値となっていますか。	☐基準を満たしている ☐基準を満たしていない	

2 管理者（平 24 厚令 28 第 4 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
指定特定相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置いていますか。 ただし、管理上支障がない場合は、他の職務又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとします。	☐専従かつ常勤の管理者を配置している ☐兼務の管理者を配置している →☐当該事業所の管理に支障はない ☐当該事業所の管理に支障がある（業務過剰等）	管理者の雇用形態がわかる書類 勤務実績表 出勤簿（タイムカード） 従業員の資格証 勤務体制一覧表

第3 運営に関する基準

1 内容及び手続きの説明及び同意（平 24 厚令 28 第 5 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 計画相談支援対象障害者等から利用の申込みがあったときは、当該障がい者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、指定計画相談支援の提供の開始について同意を得ていますか。	☐ 適切に行っている ☐ 適切に行っていない	重要事項説明書 利用契約書（利用者又は家族の署名捺印） その他利用者に交付した書面
(2) 社会福祉法第 77 条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障がいの特性に応じた適切な配慮をしていますか。 (例) 視覚に障がいのある方に書類を読み上げる など	☐ 配慮している ☐ 配慮していない ☐ 該当なし	

2 契約内容の報告等（平 24 厚令 28 第 6 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 指定計画相談支援の利用に係る契約をしたときは、その旨を市町村に遅滞なく報告していますか。 (2) サービス等利用計画を作成したときは、その写しを市町村に対し遅滞なく提出していますか。	☐ 適切に報告（提出）している ☐ 報告（提出）していない	契約内容報告書 市町村に提出したことがわかる書類（控え等）

3 サービス提供の拒否の禁止（平 24 厚令 28 第 7 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
正当な理由がなく、サービスの提供を拒んでいませんか。 ＊正当な理由 ① 現員からは利用申込みに応じきれない場合 ② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③ 当該事業所の運営規程において主たる対象とする障がいの種類を定めている場合であって、これに該当しないものから利用申込みがあった場合 ④ その他利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難な場合	☐ 拒んでいない ☐ 拒んでいる →（その理由） 	

4 サービス提供困難時の対応（平 24 厚令 28 第 8 条）

通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定計画相談支援を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定計画相談支援事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 該当なし	
---	--	--

5 受給資格の確認（平 24 厚令 28 第 9 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
受給者証によって、計画相談支援給付費の支給対象者であること、法第 5 条第 23 項に規定する厚生労働省令で定める期間、支給決定の有無や有効期間、支給量等をお確かめしていますか。	☐ 確認している ☐ 確認していない	受給者証の写し

6 申請に係る援助（平 24 厚令 28 第 10 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
障害福祉サービスの支給に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間又は有効期間の終了に伴う申請について必要な援助を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	

7 身分を証する書類の携行（平 24 厚令 28 第 11 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
相談支援専門員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。	☐ 指導している ☐ 指導していない	身分証 事業所内及び外出時の携行状況

8 計画相談支援給付費の額等の受領（平 24 厚令 28 第 12 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、計画相談支援対象障害者等から法律第 51 条の 17 第 2 項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定計画相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定計画相談支援に要した費用の額）の支払を受けていますか。	☐ 支払を受けている ☐ 支払を受けていない ☐ 該当なし	請求書、領収書
(2) 通常の事業の実施地域以外の地域の計画相談支援対象障害者等の居宅を訪問して指定計画相談支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を計画相談支援対象障害者等から受けていますか。	☐ 支払を受けている ☐ 支払を受けていない ☐ 該当なし	
(3) 費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った計画相談支援対象障害者等に対し交付していますか。	☐ 交付している ☐ 交付していない ☐ 該当なし	領収書
(4) (2) の交通費については、あらかじめ、計画相談支援対象障害者等に対し、その額について説明を行い、同意を得ていますか。	☐ 同意を得ている ☐ 同意を得ていない ☐ 該当なし	重要事項説明書

9 利用者負担額に係る管理（平 24 厚令 28 第 13 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 指定計画相談支援を提供している計画相談支援対象障害者等が当該指定計画相談支援と同一の月に受けた障害福祉サービスにつき利用者負担額の合計額を算定していますか。	☐ 算定している ☐ 算定していない ☐ 該当なし	
(2) 利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、利用者とサービス等を提供した障害福祉サービス事業者等に通知していますか。	☐ 通知している ☐ 通知していない ☐ 該当なし	

10 計画相談支援給付費の額に係る通知等（平 24 厚令 28 第 14 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 法定代理受領により指定計画相談支援に係る計画相談支援給付費の支給を受けた場合は、計画相談支援対象障害者等に計画相談支援給付費の額を通知していますか。	☐ 通知している ☐ 通知していない	通知書の写し
(2) 法定代理受領を行わない指定計画相談支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を計画相談支援対象障害者等に交付していますか。	☐ 交付している ☐ 交付していない ☐ 該当なし	サービス提供証明書の写し

11 指定計画相談支援の具体的取扱方針

(1) 指定計画相談支援の方針は、第 1 に規定する基本方針に基づいていますか。（平 24 厚令 28 第 15 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
① 管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させていますか。	☐ 担当させている ☐ 担当させていない	サービス等利用計画相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していることがわかる書類
② 利用者の立場に立って懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行っていますか。	☐ 適切に行っている ☐ 適切に行っていない	利用者又はその家族に説明を行った記録
③ 必要に応じ、同じ障がいの有する者又は同じ障がいを有する者による支援等適切な手法を通じて行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 該当なし	

(2) サービス利用支援の方針（平 24 厚令 28 第 15 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
① 利用者の希望等を踏まえて計画を作成するよう努めていますか。	☐ 努めている ☐ 努めていない	サービス等利用計画 アセスメントを実施 したことがわかる書 類
② 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うた め、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計 画的に適切な障害福祉サービス等の利用が行えるよう、 計画を作成するよう努めていますか。	☐ 努めている ☐ 努めていない	サービス等利用計画 アセスメント及びモ ニタリングを実施し たことがわかる書類
③ 利用者の日常生活全般を支援する観点から、障害福祉 サービス等に加えて、その他の福祉サービス（地域生活支 援事業等）や当該地域の住民による自発的な活動による サービスなどの利用も含めてサービス等利用計画上に位 置付けるよう努めていますか。	☐ 努めている ☐ 努めていない	
④ 利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域 における指定障害福祉サービス事業者等又は指定一般相 談支援事業者に関するサービスの内容、利用料等の情報 を適正に利用者又はその家族に対して提供しています か。	☐ 提供している ☐ 提供していない	利用者又はその家族 に情報提供した記録
⑤ 適切な方法により、利用者の心身の状況や置かれてい る環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者 の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むこと ができるよう、支援する上で解決すべき課題等の把握（ア セスメント）を適切な方法で行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	サービス等利用計画 アセスメントを実施 した記録
⑥ アセスメントに当たっては、利用者の居宅等を訪問し、 利用者及びその家族に面接していますか。この場合にお いて、相談支援専門員は、面接の趣旨を利用者及びその家 族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	☐ 面接している ☐ 面接していない	アセスメントを実施 した記録 面接記録
⑦ アセスメントに基づき、当該地域における指定障害福 祉サービス等又は指定地域相談支援が提供される体制を 勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべ き課題等に対応するための最も適切なサービス等の組合 せについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する 意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福 祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供す る上での留意事項、法第 5 条第 23 項に規定する厚生労働 省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利 用計画案を作成していますか。	☐ 作成している ☐ 作成していない	サービス等利用計画 案 アセスメントを実施 した記録

⑧ サービス等利用計画案に法第5条第8項に定める短期入所を位置付けるにあたって、利用者の居宅における自立した日常生活又は社会生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所を利用する日数を、年間180日間を超えないようにしていますか。	☐ 作成している ☐ 作成していない	サービス等利用計画 モニタリング記録
⑨ サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等について、法第19条第1項に規定する介護給付費等の対象となるかどうかを区分した上で、計画案の内容を利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていますか。	☐ 同意を得ている ☐ 同意を得ていない	サービス等利用計画 (利用者又は家族の署名捺印)
⑩ サービス等利用計画案を作成した際に、利用計画案を利用者に交付していますか。	☐ 交付している ☐ 交付していない	利用者に交付した記録 サービス等利用計画 (利用者又は家族の署名捺印)
⑪ 支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、サービス担当者会議(テレビ電話装置その他情報通信機器を活用して行うことができるものとし、)の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	☐ 意見を求めている ☐ 意見を求めていない	サービス担当者会議 記録 サービス等利用計画 アセスメント及びモニタリングに関する記録
⑫ サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ていますか。	☐ 文書により同意を得ている ☐ 文書により同意を得ていない	サービス担当者会議 記録 サービス等利用計画 (利用者又は家族の署名捺印)
⑬ サービス等利用計画を作成した際には、利用者及び担当者に交付していますか。	☐ 交付している ☐ 交付していない	サービス等利用計画 (利用者又は家族の署名捺印) 当該計画を利用者に交付した記録

(3) 継続サービス利用支援の方針（平 24 厚令 28 第 15 条）

指定継続サービス利用支援の方針は、第 1 に規定する基本方針、(1) 及び(2)に規定する方針に基づき行っていますか。

運営状況	自主点検欄	確認書類等
① サービス等利用計画の作成後、実施状況の把握（利用者についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定又は地域相談支援給付決定が必要であると認められる場合には、利用者に対し、支給決定に係る申請の勧奨を行なっていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	サービス等利用計画 アセスメント及びモニタリングに関する記 事業者等と連絡調整した記録 地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨をした記録
② モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡を継続的に行うこととし、法第 5 条第 23 項に規定する厚生労働省令で定める期間ごとに利用者の居宅等を訪問し、利用者に面接するほか、その結果を記録していますか。	☐ 記録している ☐ 記録していない	アセスメント及びモニタリングに関する記録 面接記録 経過記録
③ (2)の①から⑧まで及び⑪から⑬までの規定を、①に規定するサービス等利用計画の変更について準用していますか。	☐ 準用している ☐ 準用していない	準用項目と同一文書
④ 相談支援専門員は、適切な福祉サービス等が総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が指定障害者支援施設等への入所又は入院を希望する場合には、指定障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 該当事例なし	施設等への入所（退所）又は入院（退院）を希望した場合に紹介又は情報提供した書類及びその際のサービス提供記録
⑤ 相談支援専門員は、指定障害者支援施設等、精神科病院等から退所又は退院しようとする利用者又はその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ 該当事例なし	

12 利用者に対するサービス等利用計画等の書類の交付（平 24 厚令 28 第 16 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
利用者が他の指定特定相談支援事業者の利用を希望する場合、その他利用者から申出があった場合には、当該利用者に対し、直近のサービス等利用計画及びその実施状況に関する書類を交付していますか。	☐ 交付している ☐ 交付していない ☐ 該当事例なし	

13 計画相談支援対象障害者等に関する市町村への通知（平 24 厚令 28 第 17 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
指定計画相談支援を受けている計画相談支援対象障害者等が、偽りその他不正な行為によって計画相談支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知していますか。	☐ 通知している ☐ 通知していない ☐ 該当事例なし	

14 管理者の責務（平 24 厚令 28 第 18 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 管理者は、相談支援専門員その他の従業者の管理、指定計画相談支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	
(2) 管理者は、相談支援専門員その他従業者に第 1 から第 3 までの規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	

15 運営規程（平 24 厚令 28 第 19 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
指定特定相談支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 従業者の職種、員数及び職務の内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定計画相談支援の提供方法及び内容並びに計画相談支援対象障害者等から受領する費用及びその額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 事業の主たる対象とする障がいの種類を定めた場合には当該障がいの種類 ⑦ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑧ その他運営に関する重要事項	☐ 全て定めている ☐ 定めていない事項がある 定めていない事項	運営規程

16 勤務体制の確保等（平 24 厚令 28 第 20 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 利用者に対し、適切な指定計画相談支援を提供できるよう、事業所ごとに、相談支援専門員その他の従業者の勤務の体制を定めていますか。	☐ 定めている ☐ 定めていない	従業者の勤務表

(2) 指定特定相談支援事業所ごとに、相談支援専門員に指定計画相談支援の業務を担当させていますか。 ただし、相談支援専門員の補助の業務については、この限りではありません。	☐ 担当させている ☐ 相談支援専門員以外が担当している	勤務形態一覧表又は雇用形態が分かる書類
(3) 相談支援専門員の資質の向上のために、研修の機会を確保していますか。	☐ 確保している ☐ 確保していない	研修計画 研修実施記録
(4) 適切な指定計画相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、次に掲げる内容を中心に必要な措置を講じていますか。 ・指定特定相談支援事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 ・相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備	☐ 講じている ☐ 講じていない ☐ 講じる予定	

17 業務継続計画の策定等（平 24 厚令 28 第 20 条の 2）（令和 5 年度までは努力義務、令和 6 年度から義務化）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 感染症や非常災害発生時において、利用者に対する指定計画相談支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画（BCP）」という。）を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じていますか。	☐ 講じている ☐ 講じていない ☐ BCP 未策定	BCP
(2) 従業者に対し、業務継続計画（BCP）について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施していますか。	☐ 実施している ☐ 実施していない ☐ BCP 未策定	BCP、研修等の実施状況が分かるもの
(3) 定期的に BCP の見直しを行い、必要に応じて、BCP の計画変更を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない ☐ BCP 未策定	BCP の見直しを検討したことがわかる書類

18 設備及び備品等（平 24 厚令 28 第 21 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 相談を行うために必要な広さの区画を有していますか。	☐ 有している ☐ 有していない	平面図 備品管理簿等
(2) 指定計画相談支援の提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。	☐ 備えている ☐ 備えていない	

19 衛生管理等（平 24 厚令 28 第 22 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。	☐ 行っている ☐ 行っていない	衛生管理に関する書類
(2) 設備及び備品等について、衛生的な管理に努めていますか。	☐ 努めている ☐ 努めていない	
(3) 事業所において感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図っていますか。	☐ 委員会を開催し、周知している ☐ 委員会を開催していない、又は未設置	委員会の会議録等
(4) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備していますか。	☐ 整備している ☐ 整備していない	感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針
(5) 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施していますか。	☐ 実施している ☐ 実施していない	研修及び訓練を実施したことがわかる資料等

＊ (3)～(5)については、令和 5 年度までは努力義務、令和 6 年度から義務化。

20 掲示等（平 24 厚令 28 第 23 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 見やすい場所に、運営規程の概要、基本相談支援及び計画相談支援の実施状況、相談専門員の有する資格、経験年数及び勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。 なお、重要事項の掲示については、当該事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。	☐ 掲示している ☐ 掲示していない	掲示状況 ホームページ等
(2) 重要事項の公表に努めていますか。	☐ 努めている ☐ 努めていない	公表していることがわかる書類

21 秘密保持（平 24 厚令 28 第 24 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	☐ 適切に対応している ☐ 適切に対応していない	従業者及び管理者の秘密保持誓約書
(2) 従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 ※ 退職後も秘密の保持が必要です。	☐ 必要な措置を講じている ☐ 必要な措置を講じていない	従業者及び管理者の秘密保持誓約書 その他必要な措置を講じたことがわかる文書（就業規則等）
(3) サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。	☐ 同意を得ている ☐ 同意を得ていない	個人情報同意書

22 広告（平 24 厚令 28 第 25 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
広告をする場合に、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていませんか。	☐ 虚偽又は誇大な表現はない ☐ 虚偽又は誇大な表現がある	パンフレット ホームページ

23 障害者福祉サービス事業者等からの利益收受等の禁止（平 24 厚令 28 第 26 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 管理者は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、相談支援専門員に対して、特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていませんか。	☐ 指示等を行っていない ☐ 指示等を行っている	
(2) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていませんか。	☐ 指示等を行っていない ☐ 指示等を行っている	
(3) サービス等利用計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の福祉サービス等の事業を行う者等によるサービスを利用させることの対償として当該福祉サービス等の事業を行う者等から金品その他の財産上の利益を收受していませんか。	☐ 收受していない ☐ 收受している	

24 苦情解決（平 24 厚令 28 第 27 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 提供した指定計画相談支援又はサービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	☐ 必要な措置を講じている ☐ 必要な措置を講じていない	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
(2) (1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録していますか。	☐ 記録している ☐ 記録していない ☐ 該当なし	苦情者への対応記録 苦情対応マニュアル
(3) 提供した計画相談支援に関し、法第 10 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っていますか。	☐ 適切に対応している ☐ 適切に対応していない ☐ 該当なし	市からの指導又は助言を受けた場合の改善したことがわかる書類
(4) 提供した計画相談支援に関し、法第 11 条第 2 項の規定により市町村が行う報告若しくは提供の記録、帳簿書類・その他の物件の提出若しくは命令又は当該職員からの質問に応じ及びその利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐ 適切に対応している ☐ 適切に対応していない ☐ 該当なし	県からの指導又は助言を受けた場合の改善したことがわかる書類
(5) 提供した計画相談支援に関し、法第 51 条の 27 第 2 項の規定により市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	☐ 適切に対応している ☐ 適切に対応していない ☐ 該当なし	市からの指導又は助言を受けた場合の改善したことがわかる書類
(6) 県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、(3)から(5)の改善の内容を県知事、市町村又は市町村長に報告していますか。	☐ 報告している ☐ 報告していない ☐ 該当なし	都道府県等への報告書
(7) 社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。	☐ 協力している ☐ 協力していない ☐ 該当なし	運営適正化委員会の調査又はあっせんに協力したことがわかる資料

25 事故発生時の対応（平 24 厚令 28 第 28 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 利用者に対する指定計画相談支援の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	☐ 講じている ☐ 講じていない	事故対応マニュアル 県、市、家族等への報告記録
(2) (1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。	☐ 記録している ☐ 記録していない ☐ 該当なし	事故の対応記録 ヒヤリハットの記録
(3) 利用者に対する指定計画相談支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	☐ 適切に行っている ☐ 適切に行っていない ☐ 該当なし	再発防止の検討記録 損害賠償を速やかに行ったことがわかる資料

26 虐待の防止（平 24 厚令 28 第 28 条の 2）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。	☐ 図っている ☐ 図っていない	委員会等の開催状況が確認できる資料
(2) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施していますか。	☐ 実施している ☐ 実施していない	研修の実施が確認できる資料
(3) 虐待の防止に係る担当者を置いていますか。	☐ 置いている ☐ 置いていない	担当者を配置していることが分かる書類

27 会計の区分（平 24 厚令 28 第 29 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
指定特定相談支援事業所ごとに経理を区分するとともに、当該事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。	☐ 適切に区分している ☐ 適切に区分していない	収支予算書、決算書等の会計書類

28 記録の整備（平 24 厚令 28 第 30 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	☐ 整備している ☐ 整備していない	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書類
(2) 利用者に対する指定計画相談支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存していますか。 ① 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録 ② 個々の利用者ごとの相談支援台帳 ア サービス等利用計画案及びサービス等利用計画 イ アセスメントの記録 ウ サービス担当者会議等の記録 エ モニタリングの結果の記録 ③ 市町村への通知に係る記録 ④ 苦情の内容等の記録 ⑤ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	☐ 適切に行っている ☐ 適切に行っていない	左記①～⑤の記録

29 電磁的記録等（平 24 厚令 28 第 31 条）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができますか。	☐ できている ☐ できていない	電磁的記録簿冊
(2) 交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されているものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができますか。	☐ できている ☐ できていない	適宜必要と認める書類

第4 変更の届出等（法第51条の25第3項）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 事業所の名称及び所在地その他障害者総合支援法施行規則第34条の60で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該事業を再開したときは、10日以内にその旨を市長に届け出ていますか。	☐ 適正に届け出ている ☐ 適正に届け出ていない ☐ 該当なし	
(2) 事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに市長に届け出ていますか。	☐ 適正に届け出ている ☐ 適正に届け出ていない ☐ 該当なし	

第5 給付費の算定及び取扱い

1 基本事項（平 24 厚告 125 の 1）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
(1) 指定計画相談支援に要する費用の額は、計画相談支援給付費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める 1 単位の単価を乗じて算定していますか。	☐ 算定している ☐ 算定していない	請求状況（障害福祉課資料）
(2) (1)の規定による指定計画相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に 1 円未満の端数がある時は、その端数金額は切り捨てて算定していますか。	☐ 算定している ☐ 算定していない	請求状況（障害福祉課資料）

2 計画相談支援費（平 24 厚告 125 別表第 1）

(1) サービス利用支援費（又は機能強化型サービス利用支援費）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
① サービス利用支援費（Ⅰ） 計画相談支援対象障害者等の数を当該指定特定相談支援事業所の相談支援専門員の員数（前 6 月の平均値とし、新規に指定を受けた場合は、推定数とする。）（相談支援専門員の平均員数）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）の 40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。 （機能強化型サービス利用支援費の区分により請求する場合、平成 27 年厚生労働省告示第 180 号「厚生労働大臣が定める基準」に適合し、市に届け出ている必要があります。）	☐ 算定している ☐ 算定していない	請求状況（障害福祉課資料）
② サービス利用支援費（Ⅱ） 取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。	☐ 算定している ☐ 算定していない ☐ 該当なし	請求状況（障害福祉課資料）

(2) 継続サービス利用支援費（又は機能強化型継続サービス利用支援費）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
① 継続サービス利用支援費（Ⅰ） 取扱件数が 40 未満である場合又は 40 以上である場合において、40 未満の部分に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。	☐ 算定している ☐ 算定していない	請求状況（障害福祉課資料）
② 継続サービス利用支援費（Ⅱ） 取扱件数が 40 以上である場合において、当該取扱件数から 39 を減じた数に相談支援専門員の平均員数を乗じて得た数について算定していますか。	☐ 算定している ☐ 算定していない ☐ 該当なし	請求状況（障害福祉課資料）

(3) その他（平 24 厚告 125 別表第 1）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
① 第 3 の 11 の(2)の⑥（第 3 の 11 の(3)の③において準用する場合を含む。）、⑨、⑩若しくは⑪から⑬まで（第 3 の 11 の(3)の③において準用する場合を含む。）又は第 3 の 11 の(3)の②に定める基準を満たさず、指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していませんか。	☐ 算定していない ☐ 算定している	請求状況（障害福祉課資料） 報酬関係資料
② 指定特定相談支援事業者が、障害児相談支援対象保護者に対して指定計画相談支援を行った場合に、所定単位数を算定していませんか。	☐ 算定していない ☐ 算定している	
③ 指定特定相談支援事業者が、同一の月において、同一の計画相談支援対象障害者等に対して、指定継続サービス利用支援を行った後に、指定サービス利用支援を行った場合に、継続サービス利用支援費に係る所定単位数を算定していませんか。	☐ 算定していない ☐ 算定している	
④ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、介護保険法第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が、要介護 1 又は要介護 2 のものに対して、同法第 46 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合、居宅介護支援費重複減算（Ⅰ）として、所定単位数から減算していますか。	☐ 減算している ☐ 減算していない ☐ 該当なし	
⑤ 相談支援専門員が計画相談支援対象障害者等であって、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 のものに対して、指定居宅介護支援と一体的に指定サービス利用支援又は指定継続サービス利用支援を行った場合に、居宅介護支援費重複減算（Ⅱ）として、所定単位数から減算していますか。	☐ 減算している ☐ 減算していない ☐ 該当なし	
⑥ 相談支援専門員が、計画相談支援対象障害者等であって、かつ、介護保険法第 7 条第 2 項に規定する要支援状態区分が要支援 1 又は要支援 2 のものに対して、同法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援と一体的に指定サービス利用支援又は継続指定サービス利用支援を行い、継続サービス利用支援費（Ⅰ）を算定した場合に、介護予防支援費重複減算として、1 月につき 16 単位を所定単位数から減算していますか。	☐ 減算している ☐ 減算していない ☐ 該当なし	
⑦ 平成 21 年厚生労働省告示第 176 号「厚生労働大臣が定める地域」に定める地域に居住している利用者に対して、指定計画相談支援を行った場合（①及び②に定める場合	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	

を除く。)に、特別地域加算として、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。		
---	--	--

加算（以下の加算については、この表に記載されている以外にも要件があります。詳しくは事業者ハンドブック等で確認ください。）

運営状況	自主点検欄	確認書類等
3 第3の9に規定する利用者負担額合計額の管理をおこなった場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	請求状況（障害福祉課資料） 報酬関係資料 その他加算多少となることを証する書類（各種届出書及び記録等）
4 初回加算に該当する場合、1月につき所定単位数を加算していますか。	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
5 相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該事業所又は当該事業所以外の事業所の従業者に対し当該主任相談支援専門員がその資質向上のために研修を実施した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
6 入院時情報連携加算に該当する場合、1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
7 退院・退所加算に該当する場合、所定の期間中につき3回を限度として所定単位数を加算していますか。（初回加算を算定する場合を除く。）	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
8 居宅介護支援事業所等連携加算に該当する場合、1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
9 医療・保育・教育機関等連携加算に該当する場合、1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。（2及び5を算定する場合であって、退院・退所等する施設の職員のみからの情報提供を受けている場合を除く。）	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
10 集中支援加算に該当する場合、1人につき1月に1回を限度として（サービス利用支援費等の算定、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定する月を除く。）所定単位数を加算していますか。	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
11 サービス担当者会議実施加算に該当する場合、1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	

12 サービス提供時モニタリング加算に該当する場合、1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
13 行動障害支援体制加算に該当する場合、1月につき所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第180号に適合し、市に届け出ている必要があります。）	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
14 要医療児者支援体制加算に該当する場合、1月につき所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第180号に適合し、市に届け出ている必要があります。）	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
15 精神障害者支援体制加算に該当する場合、1月につき所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第180号に適合し、市に届け出ている必要があります。）	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
16 ピアサポート体制加算に該当する場合、1月につき所定単位数を加算していますか。（事前に必要な人員配置がされている旨を県に届けている必要があります。）	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
17 地域生活支援拠点等相談強化加算に該当する場合、1人につき1月に4回を限度として、所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第180号に適合し、市に届け出ている必要があります。）	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	
18 地域体制強化共同支援加算に該当する場合、1人につき1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。（平成27年厚生労働省告示第180号に適合し、市に届け出ている必要があり、又特定の条件を満たしている必要があります。）	☐ 加算している ☐ 加算していない ☐ 該当なし	

(別紙) 書類の整備状況

書類の名称	有無	保管年数	備考
始良市に対する報告書（指定申請書、変更届等）	有・無	年	
運営規程	有・無		
就業規則	有・無		
組織図	有・無		
従業者雇用契約関係書類	有・無	年	
従業者の秘密保持の確認書類（誓約書など）	有・無	年	
従業者給与台帳	有・無	年	
従業者名簿	有・無	年	
従業者勤務表	有・無	年	
出勤簿・タイムカード等出勤状況を確認できるもの	有・無	年	
受給者証（写し）	有・無	年	
利用者名簿	有・無	年	
重要事項説明書	有・無	年	
契約書	有・無	年	
利用者の個人情報利用の同意書	有・無	年	
サービス等利用計画（案）	有・無	年	
サービス等利用計画	有・無	年	
アセスメント表	有・無	年	
モニタリング記録	有・無	年	
サービス担当者会議等記録	有・無	年	
給付費請求に関する書類	有・無	年	
<u>機能強化型サービス利用支援費届出書外加算の申請に係る書類（控え）</u>	有・無	年	
業務日誌	有・無	年	
会計に関する書類	有・無	年	
苦情に関する記録	有・無	年	事例がない場合は様式のみ
事故に関する記録	有・無	年	事例がない場合は様式のみ
研修に関する記録		年	
消防計画		年	事業所共通でも可
研修計画		年	
事業継続計画		年	
感染症の予防及びまん延の防止のための指針	有・無	年	
緊急時対応マニュアル	有・無		事業所・法人共通でも可
事故対応マニュアル	有・無		事業所・法人共通でも可
虐待防止マニュアル	有・無		事業所・法人共通でも可

ビルの一室に立地している場合は不要。（当該ビルで50人以上の居住等がある場合は必要。）

